

# みんなで支え合う介護保険

介護保険は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みです。



福祉課(田原福祉センター内)  
23局3217

## 介護保険制度

私たちの誰もに必ず訪れる老後。その老後に最大の不安要因となる「介護問題」に因應するため、高齢者が介護を必要とする状態になっても、自立した生活を送ることができるよう社会的に支え合う制度です。

支援・介護が必要なのは  
高齢者の10人に1人

介護保険で介護サービスを利用するには、市役所の福祉課介護保険係に、どの程度の介護が必要か判定する「要介護認定」を申請し、支援・介護が必要であるという認定を受けることが必要です。

平成19年3月末現在、田原市では1645人がこの認定を受けています。このうち65歳以上「第1号被保険者」の方は1596人で、65歳以上の市民の約10人に1人が「支援・介護」を必要とする状態にあります。

40～64歳「第2号被保険者」でも、初期認知症など、加齢が原因で介護が必要となった場合は、介護サービスを利用できます(田原市の第2号被保険者の要介護等認定者は49人)。

田原市の被保険者数と要介護認定者数(平成19年3月現在)

区分	被保険者	要介護認定者	認定率 (要介護認定者 / 被保険者)
第1号被保険者(65歳以上)	13,542人	1,596人	11.8%
内訳	65歳～74歳	187人	2.9%
	75歳以上	1,409人	20.0%
第2号被保険者(40歳～64歳)	-	49人	-

